

公衆浴場燃料高騰緊急支援事業費補助金 よくある質問と回答

問1 補助の対象となる「普通公衆浴場」とは何を指しますか？

- 普通公衆浴場は、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」第2条に規定する公衆浴場を指し、具体的には、物価統制令に基づき入浴料金が定められている、いわゆる銭湯を指します。

問2 申請日時点で休業中の場合は、補助の対象外ですか？

- 設備修繕等のために一時休業していた施設が、営業を再開し、今後も営業を継続する意思がある場合は、補助の対象です。

問3 令和4年4月末で廃業したが、燃料高騰の影響を大きく受けました。補助を受けることはできますか？

- 本補助金は、事業継続を支援する目的もあることから、既に廃業された店舗について申請することはできません。
(営業実態がある施設、または過去に営業実態があって休業中の施設が営業を再開し、今後も営業を継続する意思があることを補助の条件とします。)

問4 燃料として重油以外にガスを使用しているが、燃料の対象となりますか？

- 重油以外でも、燃料費として原油価格の高騰を受けていれば、支給の対象となります。
不明な燃料は、事務局へ問い合わせください。

問5 基準年を令和元年度とした理由は何ですか？

- 令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で原油価格が不安定であるため、影響を受ける前の令和元年度を基準年としました。

問6 補助申請額の算定方法を教えてください。

- 補助申請額は、以下のとおり月別燃料別増減額を計算し、その額に2分の1を乗じた額になります。

ア 令和元年度同月に購入が生じている燃料の場合

$$\begin{aligned} \text{月別燃料別増減額} &= (\text{令和4年度} \bullet \text{月単価} - \text{令和元年度} \bullet \text{月単価}) \\ &\quad \times \text{令和4年度} \bullet \text{月購入量} \end{aligned}$$

イ 令和元年度同月に購入が生じていない燃料の場合

$$\begin{aligned} \text{月別燃料別増減額} &= (\text{令和4年度} \bullet \text{月単価} - \text{令和元年度当該期の平均単価}) \\ &\quad \times \text{令和4年度} \bullet \text{月購入量} \end{aligned}$$

○ 実際の算定にあたっては、「月別燃料別増減額の算定シート」をご活用ください。

問7 令和元年度同月分の燃料購入費・購入量がわかる資料もしくは令和4年度の燃料購入量がわかる資料（領収書等）がない場合、申請はできますか？
また、どのように申請すればいいですか？

○ 申請可能です。それぞれ、以下のとおりに対応をお願いします。

- ・ 当該期の平均単価とは、第1期は4月～9月、第2期は10月～12月、第3期は1月～3月中に購入した自施設の単価を平均したものをいう。
- ・ 令和元年度の当該期に自施設で燃料を購入していない場合は、他施設の令和元年度●月の平均単価で計算する。他施設の令和元年度の平均単価も求めることができない場合は、他施設の令和元年度当該期の平均単価で計算する。
- ・ 購入量がわからず、令和4年度●月単価もしくは令和元年度●月単価を求められない場合又は令和4年度●月購入量がわからない場合は、それぞれ次のとおりとする。
 - ・ 令和4年度●月単価 自施設の令和4年度当該期の平均単価
 - ・ 令和元年度●月単価 自施設の令和元年度当該期の平均単価
 - ・ 令和4年度●月購入量 令和4年度●月購入金額を自施設の令和4年度当該期の平均単価で除した額
- ・ 上記ウ、エで単価が求められない場合は、知事が認める単価とする。

○ 他施設の平均単価を確認したい場合、上記で対応できない場合等は、事務局へご相談ください。

問8 申請は電子でもできますか？

○ 郵送もしくは持参のみです。

郵送の到着確認を行いたい場合は、レターパック等の郵便追跡サービスをご活用ください。

問9 申込期限までに書類を提出できない場合はどうしたらいいですか？

○ なるべく早めに事務局に御連絡ください。